

監査公表第511号

平成16年5月25日監査公表第502号において公表した平成15年度定期監査（工事）の結果に基づき講じた措置について、地方自治法第199条第12項の規定により京都市長から通知があったので、次のとおり公表します。

平成16年11月19日

京都市監査委員	磯	辺	寿	子
同	今	枝	徳	藏
同	江	草	哲	史
同	藤	井		昭

平成15年度定期監査（工事）結果に対する措置状況

（交通局－1）

監 査 の 結 果
工期及び請負代金の変更については、工事請負契約書に甲乙協議して定めることとされているが、その協議結果を書面に作成しないで設計変更していた。 契約書に基づき甲乙協議し、適正な設計変更を行うよう改められたい。 （高速鉄道東西線建設工事（六地藏北工区）ほか）

講 じ た 措 置
工期及び請負代金の変更については、協議のうえ、書面を作成し、適正な設計変更を行うよう周知徹底した。

(交通局-2)

監 査 の 結 果

同時期に発注した六地藏駅と石田駅の建築工事に使用する資材の単価が相違しているものがあつた。

適正な積算を行うよう改められたい。

(高速鉄道東西線石田駅建築工事)

(高速鉄道東西線六地藏駅建築工事)

講 じ た 措 置

同時期に発注する工事において使用する資材単価については、調整及び照査確認を厳正に行うよう周知徹底した。

(交通局-3)

監 査 の 結 果

建設副産物適正処理推進要綱では、建設発生土はその現場内利用の促進等により搬出の抑制に努めなければならないこととされているが、発生土を現場内利用せず場外処分とし、新たに盛り土を購入していた。

適正な設計を行うよう検討されたい。

(高速鉄道東西線第二建設事務所新築工事)

講 じ た 措 置

建設発生土は、現場内再利用の促進を図るとともに、建設副産物適正処理推進要綱に基づき抑制に努める設計を行うよう周知徹底した。

(交通局-4)

監 査 の 結 果

自動制御機器調整費は、建築工事積算マニュアルに算出方法が定められているが、これに従った方法によらず見積書から算出していた。
適正な積算を行うよう改められたい。

(高速鉄道東西線石田駅空調衛生設備工事)

講 じ た 措 置

自動制御機器調整費については、建築工事積算マニュアルに従って積算するよう周知徹底した。

(交通局-5)

監 査 の 結 果

単価契約委託契約書に基づく漏水処理工事では、工事場所等を指示し、工事が完成したときは検査を行うこととされている。出来高の確認をしているが、工事指示書及び検査調書を作成していなかった。

適正な施工管理を行うよう検討されたい。

(京都市高速鉄道単価契約漏水処理工事(第1四半期))

講 じ た 措 置

工事の指示については、監督職員から現場代理人に工事の場所等を指示するよう様式を定めた。また、四半期ごとに検査を実施し、検査調書を作成するよう改めた。

(交通局-6)

監 査 の 結 果

特記仕様書では、電気室を完成させ、部分使用することとされている。工事請負契約書では、請負者の書面による同意を得て部分使用をする。又は、部分引渡しを受けて使用することとされているが、いずれの手続も行わず使用していた。

保管責任の問題が生じるため、必要な手続を行うよう改められたい。

(高速鉄道東西線六地蔵駅建築工事ほか)

講 じ た 措 置

工事請負契約書に基づき、書面にて請負者の同意を得て部分使用するよう改めた。

(交通局-7)

監 査 の 結 果

建築基準法では、確認済証の交付を受けた後でなければ、工事に着手することができないこととされているが、確認済証の交付を受けずに工事に着手していた。

確認済証の交付を受けた後、工事に着手するよう改められたい。

(高速鉄道東西線石田駅建築工事)

講 じ た 措 置

厳正な工事執行のため、確認済証の交付を受けてから工事に着手するよう請負業者への指導監督を徹底するとともに、早期に計画通知を提出するよう周知徹底した。

(交通局-8)

監 査 の 結 果

特記仕様書では、工事に伴って発生する建設廃棄物の適正な処理を確認するため、建設系廃棄物マニフェストの提出を求めているが、その確認をしていなかった。

適正な処理を確認するよう改められたい。

(高速鉄道東西線第二建設事務所新築工事)

講 じ た 措 置

請負業者に対し、建設系廃棄物マニフェストを必ず提出するよう指導するとともに、工事に伴って発生する建設廃棄物については、適正な処理を確認するよう周知徹底した。

なお、指摘の件については、後日提出された建設系廃棄物マニフェストにて適正に処分されたことを確認した。

(交通局-9)

監 査 の 結 果

電気設備工事共通仕様書で、電気工作物に係る工事においては、請負者は電気保安技術者を置くこととされているが、その技術者を置いていないものがあった。

仕様書どおり履行させるよう改められたい。

(高速鉄道東西線六地藏駅電気設備工事ほか)

講 じ た 措 置

電気保安技術者の配置を徹底するため、「電気保安技術者選定通知書」の様式を定め、請負者に提出させるよう改めた。

(交通局-10)

監 査 の 結 果

業務委託契約書では、監督員を置いたときは、その氏名を受託者に通知しなければならないこととされているが、書面による通知をしていなかった。

監督員を置いた場合は、通知を行うよう改められたい。

(設計業務委託及び工事監理業務委託共通)

講 じ た 措 置

設計業務委託及び工事監理業務委託において監督員を置いた場合は、その氏名を書面により受託者に通知するよう改めた。

(交通局-11)

監 査 の 結 果

業務委託契約書では、業務の完了を確認するための検査を行い、当該検査の結果を受託者に通知することとされているが、検査通知書を作成していなかった。

検査終了後、検査通知書を作成するよう改められたい。

(高速鉄道東西線六地藏延伸機械設備実施設計業務委託ほか)

講 じ た 措 置

業務委託の完了を確認する検査を行った場合は、その検査結果を検査結果通知書により受託者に通知するよう改めた。

(交通局-12)

監 査 の 結 果

検査報告書に記載された完成検査日が、実際に検査を行った日と異なっているものがあった。

業務を適正に執行するよう改められたい。

(高速鉄道東西線六地蔵駅出入口(4)上屋
建築工事実施設計業務委託ほか)

講 じ た 措 置

実際に完成検査を行った日を検査報告書に記載するよう周知徹底した。

(交通局-13)

監 査 の 結 果

内訳根拠に故障対応及び修繕等の費用として概算費用が計上されているが、業務完了時に精算による変更契約を行っていなかった。

業務完了時に、適正な変更契約を行うよう改められたい。

(高速鉄道東西線機械設備保守管理業務委託)

講 じ た 措 置

平成16年度東西線機械設備保守管理業務委託の修繕費については、当年度業務完了時に精算による変更契約を行うこととした。

監 査 の 結 果

業務委託仕様書において、内容として必要十分な事項が記載されておらず、設備を熟知している特定の業者でなければ積算できないものがあった。

委託仕様書は、適正な積算を行えるよう必要十分な内容を記載するよう検討されたい。

(高速鉄道烏丸線昇降機設備保守管理業務委託)

講 じ た 措 置

平成16年度発注分より、積算に必要な個々の昇降機についての性能諸元を明記するなど仕様書を改めた。

(監査事務局第一課)